

『真幸問宣長答本居問答』の成立について

白石, 良夫
北九州大学文学部講師

<https://doi.org/10.15017/12052>

出版情報 : 語文研究. 52/53, pp.144-155, 1982-06-10. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

『真幸問 宣長答 本居問答』の成立について

白 石 良 夫

肥後山鹿郡久原村天目一神社社司帆足下総守惟馨（のち長秋と改む。以下、長秋と呼ぶ）が初めて松坂の宣長のもとを訪れたのは、天明六年四月二十七日。『授業門人姓名録』同年の条にもその名が記されている。肥後人として鈴屋入門一号である。このとき長秋は宣長の『直霊』を写して、携え帰国した。その年、長瀬真幸は二十二歳。後年にみられるような長秋と真幸との交情がこのころすであつたかどうか。あつたとすれば、長秋の帰国後すぐにも真幸は宣長の著述に接したはずであるが、そのところは定かでない。しかし、それから五年後の寛政三年には、陸奥に旅立った長秋および杉谷彝倫（玉名郡分田村八幡宮社司）の二人に、宣長宛ての書状を託しており、このころ宣長学に関心を示していたことが明らかである。

長秋と彝倫は陸奥からの帰路ふたび松坂に立寄り、翌四年二月上旬まで滞在、この間宣長の著述を多数書写し、帰熊して真幸に示した。依つて以後、真幸は宣長学へ深く傾倒してゆくのであつた。とは、肥後における本格的な国学発展の第一頁を飾るものとして、繰り返し語られているところである。

真幸と宣長との学問上の交流は、まず、直接対話、またその講筈

に連なることによつてなされたであらうことが考えられる。真幸が宣長と直接面会したのは次の機会においてである。すなわち、

○寛政五年三月一日、父の江戸行きに従つて、その途次松坂に寄る。

このとき入門²⁾。

○寛政八年五月十三日から同月晦日まで松坂に滞留。「田廬翁行状略」（『統肥後先哲偉蹟』巻七所収）によれば、「昼ハ古史、夜ハ源氏」の講釈を聴いたとのことである。³⁾

○寛政九年三月、高本紫溟・山口責積とともに上京。三月三十日、松坂を訪問。⁴⁾

○寛政十一年五月三日、江戸に赴く途中、松坂に立寄る。³⁾

○享和元年三月九日、江戸に赴く途中、松坂に立寄る。³⁾

の五度である。が、右のうち寛政八年を除いては、松坂滞在はきわめて短期日であり、親しく宣長の教えを受けるといふことはなかつたろうと考えられる。宣長にあつても、寛政四年の紀州藩出仕以来身辺多事をきわめ、みづから真幸に、「近来殊外多用ニて、一向手透無之候へバ、此地御逗留中ととも、ひとと打かゝり御対話いたし候事も出来がたく、（中略）兼て左様御心得可被下候」（寛政七年

三月二十二日付け書翰⁽⁵⁾）と言いついて送っているありさまである。

そこで、宣長の指導は、おもに、真幸が文書でもって疑問を呈しそれに宣長が意見を書入れる、という形で進んでいくのである。これら問答の真幸・宣長自筆原本の伝存することを知らないが、それをまとめて転写したものの四種が管見に入っている。

①国会図書館所蔵本

一冊。墨付十二丁。外題「斎藤問答」。奥書「文政二年四月三日 中島春臣」。弥高破摩雄氏旧蔵本。

②長崎県立図書館諏訪文庫所蔵本・I

三冊。外題は三冊とも「本居問答」。巻序は不明ながら、転写の日付けの順に並べれば、第一冊は墨付三十八丁、奥書「文化十一年甲戌年九月以岩崎元澄本写之畢／源春臣」。第二冊、墨付二十二丁、奥書「文政二年三月廿七日騰写 中島春臣」。第三冊、墨付四十九丁、奥書「文政三年正月廿九日 中島春臣」（25丁オ）、「文政二年四月十一日写畢 中島春臣」（49丁オ）。各冊とも題簽・巻末に広足筆で「共三冊」と書付け。

③同右・II

三冊。②の転写本（一箇所乱丁あり）である。書写者は西田秋実（弘化二年五月～十月）。

④京都大学所蔵本

一冊。該書は筑摩書房版「本居宣長全集」別巻二（以下「全集」と言う）の底本である故、書誌の詳細はその解題に譲る。大正十三年、熊本の郷土史家宇野東風氏が吉沢義則博士の需めに応じて書写したものである。宇野氏が底本として使ったものの伝存は不明であるが、想像するに自筆本三冊であったと思われる。

以上である。そのうち③は、②を透き写しにしたごく忠実な転写本であるから、当面の問題からは除くことにする。

まず①について一言しておく必要がある。これは②とは内容が別物である。外題にも「斎藤問答」とあるように、肥後藩儒者斎藤高寿（号芝山）と真幸との神道に関する問答（高寿問・真幸答）で、それに宣長が書入れをしているのである。したがって、真幸と宣長との直接の問答を集めた②と違って、厳密に言えば、真幸・宣長の問答というものではない。しかし、④にはこれを含めて「本居宣長答問書」と題している。また、真幸は自分の答に対して宣長に意見を徴しているのだから、その意味では真幸・宣長の問答ということにもなる。よって、本稿ではこれをも含めて「本居問答」として扱い、以下において、①②を広足写本、④を宇野写本と呼ぶこととする。

これらの問答は何度かにわたって交されたのであるから、自筆原本なるものは、それぞれの問答ごとに別々に存在したはずである。それらをまとめて写したのが右の所見本であるが、いずれも問答の成立順には並んでいない。また、所見本に収められた問答がその全てであるとは言い難い。現に、宇野写本は、広足写本にあるものの約半分を欠いている。すでに①については、岡中正行氏が「長瀬真幸論―特に本居宣長との交渉―」（『国学院大学大学院紀要』第八輯、昭和52年3月）においてとりあげられているが、①④には言及されていないし、成立に関して筆者とは若干の見解の相違がある。また、全集の解題は、①②の存在には気付いていないことである。よってここに、各問答の成立の考証を試みようとするのである。

ところで、宇野写本は、その底本が三冊本だったらしく、内題の

下に「一・二・三」の巻の数字がうってある。宇野写本の各巻の問答は、広足写本の次のごとき部分に収められている。

第一巻——①すなわち「斎藤問答」全体

第二巻——②第二冊の2丁オ〜19丁ウ

第三巻——③第三冊の26丁オ〜48丁ウ

つまり、宇野写本の問答はすべて広足写本にあつて、広足写本には宇野写本にない問答がある。うち第一巻と第三巻は、書写のさい生じた差異はあるが、その底本としたものは広足写本のそれと同一の自筆原本であつたと想像される。それに対し第二巻は、広足写本と宇野写本との間には真幸の本文に相異が見られるので、まずそれについて述べる。広足写本においては、各問答毎に、その初めに「いふかしき条々」とか「不審条々」といった類いの前置きと、その終りに「本居大人キル下ノ真幸」などといった充て所・署名が記されている。ところが宇野写本ではそれらがすべて省かれていて、問答ごとの区別がつかない。さらに、広足写本にはある「詳ニサトシ玉ヘ」「猶又大人ノ御考ヲ聞マホシクコソ」「委御考示玉ヘ」といった類いの語句が、宇野写本にはいっさいない。また、真幸疑問の本文も、たとへば、

〔広足写本〕

古事記ニ、多瀧具久白言云々。此名ノ意イカバ。祈年祭祝詞ニ、谷蟻ヲタニク、ト点セリ。此タニク、ハ百舌鳥ノ草クキナドノクキ、又木間飛クキナド云ト同ク、クマルナルベシ。サテ蟻ヲ谷ク、ト

〔宇野写本〕

多瀧具久、名ノコ、ロイカバ。祈年祭祝詞ニ、谷蟻、タニク、ト点セリ。百舌鳥ノ草クキ、木間飛クキナド云ニ同ク、谷ク、リナルベシ。久延昆古ヲ山田之曾

云意イカバ。谷ヲクバルモノト云意カ。サテ此古事記ノ多瀧具久ノ名ノ意ハ別カ、示玉ヘ。又同段、久延昆古ヲ於今者山田之曾富騰者也、此コトイカバ。(10丁オ・ウ)

富騰ト云事イカバ。(全集177頁)

のごとく、宇野写本のほうが整理された形となつている。官長の書入れ本文にはもちろんかような異同はない。また、二本間で問答の位置が一箇所替つている。以上のことから考えると、宇野写本第二巻とそれにあたる広足写本②第二冊2丁オ〜19丁ウとに關して、広足写本は自筆原本を底本としてまとめて写したものであり、宇野写本は、その使つた底本が広足写本のそれとは異なるもの、すなわち、真幸の原本を節略ないし整理したものであつたことが判る。そこで、各問答を広足写本によつて區別してゆくと、次のようになる。

		①			広足写本	宇野写本
		全				
②	第二冊	第一冊			1 ※	ナシ
		2丁オ〜20丁オ	21丁ウ〜27丁ウ	28丁オ〜38丁オ		
		7丁オ〜9丁ウ	5丁ウ〜7丁オ	2丁オ〜5丁ウ	3 ※	
					4	
					5	
					6	
					7	
	第二巻					

第三冊				
26丁オ〜48丁ウ	23丁オ〜24丁ウ	2丁オ〜22丁ウ	19丁ウ〜21丁オ	12丁ウ〜19丁ウ
13 ※	12	11 ※	10	9
第三卷		ナ シ	ナ シ	

（※印の付いたものは日付けの明記されたもの。宇野写本では、●・●の順序が入れ替っている。）

以下、右の各問答の成立について考察してゆく。まづ、日付けの記されたものから先に考証してゆくことにする。

1

前述したように、斎藤高寿と真幸の問答に、宣長が評を加えたものである。広足写本・宇野写本ともに、冒頭に真幸の次のような書付けがある。

同藩齋藤権之助高寿疑問、去年返答相認、從江戸表奉入實覽候処、又々再問に付、付札返答仕候。草稿之儘奉實入覽候。とくと御添筆被成下、分明返答相済候様御加筆奉願候。已上。

これによれば、まず齋藤高寿が疑問を發し、真幸がそれに答えて宣長に見せた。さらに再び高寿が疑問を發し、再び真幸がそれに答えて、これもまた宣長に見せた。その二度目のものが、該問答である（一度目のものについては伝存することを知らない）。

広足写本ではそれぞれの疑問の箇所に合印を付けて真幸の答がうしろに廻され、宇野写本では各疑問の直後に答が入っているという違いがあるが、ともに同一の自筆（高寿・真幸・宣長）原本からの転写と考えられる。二本によって原本の佛を相像するに、真幸の答は付札として高寿の疑問の上に貼られ、余白に宣長の書入れがあったと思われる。また広足写本によれば、宣長の付札も二枚あったことが知られる。ただし、これらの付札、宇野氏が書写したときには三枚が佚していたらしいことが、二本を比べてみて明らかである。つまり、冒頭にあった宣長付札一枚、最初の疑問に対する真幸答の付札のうち一枚、さらにそれに付けた宣長の札一枚、計三枚が宇野写本では亡くなっている。したがって宇野氏は宣長付札には気がつかれていないようであるが、佚した真幸付札一枚については、その箇所に、「ゴ、ニ付札ノ跡アレドモ切レテ無し」と注記されている。

次に、該問答の成立時期について考えてみよう。本文末尾には、
十月廿五日 齋藤権之助

という日付と署名がある。この年次を決定するのは、次の宣長書翰の記事である。寛政七年三月十五日付け、当の真幸に宛てて出されたものである。

貴藩中齋藤氏ト御問答の書致拝見候。初ノ御答ノ内ニ詞ノ相違有之候哉の様ニ被存候。少しの詞ノ云ヒ様ニよりて意も違、難問も出来候事ニ御座候へバ、能々詞を御吟味可被成御事也。存知寄少々書入返上申候。

該書翰は、早く近藤信氏「国学文献集解」（昭和19年刊）に紹介され、近くは岡中氏「本居宣長の書簡」（註5参照）に翻字されている。

る。岡中氏は右の記事に注記して、「高寿の再問には「十月二十五日」とあり、これは寛政七年のことであろう。そして本簡にある第一回目の問答が行なわれたのは、寛政六年のことであろう」とされている。氏は、書翰中の「斎藤氏卜御問答の書」が、現存しない一度目の問答を指すと解しておられるごとくであるが、これは間違いであって、実はこの二度目の問答を指すのである。何故なら、右書翰の文句「初ノ御答ノ内ニ詞ノ相違有之哉云々」というのは、広足写本の真幸の二枚目付札（宇野写本では佚したるもの）にそれに該当する箇所があつて、宣長が朱で線を引き、さらに付札して「此朱印ノ所、詞ノ云カタ違ヘル故ニ義理モ違ヒテ聞ユル也。此詞ノ如クニテハ（後略）」と注意を与えている、そのことを言っているのである。

以上のことから、本文末の日付「十月廿五日」と書翰の日付「寛政七年三月十五日」とを勘案するならば、高寿の再問は前年の寛政六年十月二十五日というのが妥当であろう。真幸の答、宣長の書入れの時期は明確でないが、この二つの日付けの間に行なわれたということになる。

また、伝来については以下のごとくであろう。まず自筆原本を広足が書写。その広足書写本が弥富氏の手に渡り、氏の死後国会図書館の蔵に帰した。一方、原本は宇野氏の蔵するところとなり、氏の写したものが京都大学に入った。原本は現在不明。

ついでに、一度目の問答についても、伝存不明ではあるが、考えてみよう。真幸が第二度目問答の前掲の書付けで「去年返答相認」というのであるから、寛政五年以前に真幸答が成立、それを「從二江戸表奉レ入ニ貴覧一候」というのであるから、真幸が江戸に滞在していた寛政五年三月以降に宣長に送った、ということになる。か

く期間が狭まれば、寛政五年五月二十八日付けの真幸宛て宣長書翰中の次の記事は、岡中氏は断定を避けておられるが、この一度目の問答を指すこと明らかである。

御同僚の疑問及御答弁、致拜見候。御弁宜奉存候。（中略）疑問の趣ハ一通り漢学者の何れも申事ニて御座候。とかく古道古意ハ古事をよくよく根ヲ堀テ考ヘザレバ、一通りのうはべノ考ニテハ、疑のミ可有事ニ候也。右御答弁へ存寄り少々書加へ申候。

この宣長書翰は四月三十日付け真幸書翰への返事であつて、この問答はその真幸書翰とともに宣長に送られたものであらう。真幸が「返答相認」めた時期も、宣長に面会する三月一日以前ならその場で宣長に渡すはずであるから、それ以降、すなわち江戸においてであつたらう。高寿の疑問は、この年高寿は江戸に在った形跡がなく、また、手紙によつたとも期間の短かさから考えがたく、おそらく真幸の遊学以前に高寿から手渡され、それを携えて江戸に上つたものと思われる。この一度目の問答の内容はしかとは判らないが、真幸の答の一斑は、二度目の高寿疑問の中に窺うことができる。

2・11

結論から先に言つと、両問答とも、寛政五年三月一日に真幸が宣長と初めて面会したとき手渡したもので、11が上巻、2が下巻にあたるものである。11は真幸の序文を添えて疑問十七項目、その奥書に、

右頭書井ニ傍書等、片仮字ニ書ケルモノハ皆本居宣長翁之返答也。平かなにかけるは真幸が後考ニて、前説の誤などあらためたとせる也。見む人よくわきだめてよ。

寛政六年六月 長瀬真幸

とある。2は十八項目の疑問に、奥書に次のごとくある。

右疑問上下二巻、過し春伊勢松坂にいたり、たゞに本居翁に謁えて問置ける件々なり。此答、加筆ありてこたびかなたより東のやどりに送り返さる。

寛政五年七月於大江門龍口舎

真幸書

かたかなの書入、皆本居翁の答也。其例、上巻にひとし。

同六年六月廿六日後考畢。

真幸が宣長に初めて面会するのは、前述のように、寛政五年三月一日、この時、真幸は宣長に右の「疑問上下二巻」を預けておいたのである。ところで、宣長の方は、真幸と面会ののち、この三月十日から実子春庭を伴って京に上っている。宣長の京都滞在は翌月四月十二日までであるが、宣長は在京中に真幸と会うつもりであったらしい。というのは、この旅の記である「寛政五年上京日記」(全集第十六巻所収)の初めに旅先での心覚えが記されているのであるが、その「在京」の箇所に、

肥後長瀬七郎兵衛へ対面之節書物渡ス

とあるからである。が、真幸は翌六年まで江戸に留まったため、宣長の予定は実現されず、そのことを宣長は、京から帰って真幸に到した書翰(五月二十八日付け)で次のように言い送っている。

一、拙生義も愈上京仕、三月中旬より四月中旬迄京師ニ逗留仕候。其節もし江戸より御帰りも可被成哉と、折角御待申候処、無其御儀、秋頃迄ハ江戸ニ御逗留の由、御帰国の節ハ、必々御立寄被下候様、奉待候。(中略)

一、先達て此方ニ御残し置被成候書共、先御預り申置候。御疑問

も跡より御答可申候。(中略)何事も何事も、秋期貴面可申承候。

宣長は、その年の秋に真幸と直接会って疑問に答えるつもりであったらしいが、それも実現されず、答を書入れたうえ江戸に「送り返」したのである。七月七日付けの真幸宛て書翰に、「御問目式帖、是又返進申候。御見識甚宜相聞え申候。其内存知寄の所々愚意書入申候」とあるので、これと一緒に送ったことがわかり、七月中に江戸の真幸のもとに届いたことは、右の奥書によって知れるのである。同奥書の「後考」というのは、その後真幸が折りにふれていった余白への書入れを指しており、それが翌年の六月二十六日までつづいた、ということである。

さて、書入れであるが、量的に僅かな書写者広足のものとおぼしき書入れを除くと、次のようなものである。

⑦頭に「●」の合印の付いたもの

⑧頭に「後考るに」「真幸後考るに」などと記されているもの

⑨右の合印や注記のないもの

である。⑦は、2の1丁ウラに「春臣云、本居翁ノ書入ハ今●ノ印ヲ以テ分ツ」とある広足の朱筆注記によって宣長の答であることがわかる。⑧は奥書に言うところの真幸の「後考」であること明白である。ただし、⑨はすべて奥書に言うとおり片仮字であるものの、⑩は必ずしも平仮字で書かれているわけではない。⑩の書入れには平仮字・片仮字ともにある。この書入れの主については、たとえば、2の古代の暦日についての疑問の箇所(10丁オモテウウラ)に、

⑪「大人御作の真暦考とやらむいへる御書は、此皇朝上代の暦の御考にや。いと見まくほしく待れ」(10丁オ)

⑫「予、真暦考一巻ヲ著シテクハシク此事ヲ論フ。此書ステニ印

行セリ。見玉へ。」(10丁ウ)

④「後真幸考ニ、師真曆考、己かつてひそかに考へつるに、的論明弁也。上代はまことかくのごとくそありつれ。」(10丁ウ)とあるを以てみれば、明らかにこの書入れ④は、疑問を宣長に渡す前に真幸みづから記したものであることが知れるのである。しかし、なかには宣長の答としか考えられないものもあって、明確に断定したいところが多い。宇野写本奥書によれば、自筆原本は真幸も宣長も墨書であつたらしく、そのため書写者による判断の躊躇・誤認もあると考えられる。

3 該問答は、「万葉集のいぶかしきふし〜」二項目、^{かばね}姓および神代巻に関する問答から成っている。その奥書に、

右本居先生え問条々、返答加筆有て被差返。

寛政七年四月十三日達

とある。

13

疑問二十一項目、扉(26丁オ)に、

寛政八五月

本居大人添削

とあって、成立の時期も明白。宇野写本も同様(全集129頁)。その日付けから、この問答は寛政八年五月十三日から同月晦日までの真幸松坂滞在中に交されたものである。

ところで、疑問第十九目の真幸疑問の本文(45丁オ、全集147頁)

に、

さきのとひ目に、祓のわざどもには、後世陰陽家の作法混れると示給ひぬ。よく考るに信コトにしかぞありける。

とある。この「さきのとひ目」とは、疑問第二目(28丁オ〜31丁オ、全集130頁〜132頁)の「名越祓」に関する問答を指しており、そこで宣長は、

今ノ京トナリテハ祓ノ作法多ク陰陽家ノワザニナリ、イロ〜混雜シタレバ、トカク明ラカナラズ。

という書入れをしているのである。つまり、第十九目の真幸疑問成立時点においては、すでに第二目への宣長答書入れが済んでいて真幸の手許にあつたことになるのである。そのようなわけであるから、今回の問答は、従来のように真幸がこれらの疑問を書き留めておいてまとめて宣長に呈するというようなやりかたではなく、松坂滞在中に疑問が成るたびに宣長に示して答の書入れを求めていったということになる。

また、該問答にも真幸自身の書入れがある。が、これらには、2や11にあつたような「後考」と冠したものはない。「素袍」に関する疑問(34丁オ、全集136頁)に、

田安の殿には在満また岡部翁などに仰て、くはしく世々のさまを考へ定メ置かし〜とうけたうはる。今も彼の御家の臣長野清良といふ人、くはしく其御考をつたへて、宗武卿の御著述の書も数々あるよし語りぬ。

その部分への真幸書入れに、

田安先君御著述書、服色管見・服色漫語・玉函秘抄・玉函叢説等有りとぞ。凡百二十一部也と清良かたれり。

とある。「本居宣長隨筆」卷十二(写本、全集第十三卷所収)の、

長瀬真幸云。田安中納言宗武卿御著述ノ書、服色管見・服色漫語・玉函秘抄・玉函叢說ナドアリト、ソノ御内ナル長野叔負清良語レリ。此清良、宗武卿ノ御考ドモヲ伝ヘテ、右ノ御書ドモヲモ数々所藏セリトゾ。

というのは、右の真幸疑問および真幸書入れを見てのメモであろう。また、真幸書入れにも宣長の簡単な答が書入れてあつて、これらの例から考へて、該問答の真幸書入れは、後考の注記もないところからすれば、宣長に手渡す前にしたためと考へてよいであらう。

以上が日付けのはっきりしているものであり、他の問答についてはその成立時期を明確にする徴証がない。ただ、同じ問題が何度かにわたつて採り上げられているものがあり、それらの真幸本文・宣長の書入れ本文を検討してゆけばその前後関係を推定し得るものもある。

まず、真淵著述の「祝詞考」中の説に対する疑問を四度にわたつて繰り返している。①②……は宣長書入れ。

4 (前略) 白人・胡久美の説、未詳歟。新羅人・高麗と、岡部翁の考られたるはいかゞ。御考示給へ。(中略) 天津宮事とはいかゞ。天津宣事と考られたるもいかゞ。こは天ツ宮の故を以て、大中臣解除を司りするとの儀ならんか。(中略) 菅麻は、菅と麻と二物歟。菅を手に取持て祓するよし、万葉集の哥によめり。是は年中行事哥によめる、夏引の麻大ぬさ取そへて云々を、同じく祓の大ぬさにて、則其罪を贖ふ祓物、いはゆる別戸麻一条とある。是

か。

①コレトハ別ノ事也 ②アラズ

5 御加筆被成下候祝詞考中之疑条、天津宮事申方宜由。是ハ天津宮ノ古事ヲ以テ中臣祓ヲ司リテスルト云コト歟。

④白人、斑白病歟。古久美、瘰肉歟。カ、ル難病等ヲウクルモ罪ノ穢ニヨレル故、国津罪ノ目ニ入ル歟。高津神・高津鳥ノ災等も同シ意ニテ、罪目ニ入例歟。

菅貫、菅ヲサキテ箒ノ類ヤウノモノトシ、掃フゴトキワザスルトノ説、的レリヤ。サラバ今ノ祓串、其遺意歟。貞観儀式・北山抄・江次第等、神祇官班切麻トアル、則コレカ。菅ヲ取テ祓フコトハ万葉ノ哥ヨキ証也。年中行事哥合、麻ノ大ヌサ取ソヘテ百司ノミソギスラシモト云モ、コレ歟。

①大祓詞後尺ニ何事モ委云リ。②高天原ノ天照大御神ノ朝廷也。③高天原ノ朝廷ノ儀式ニナラフヨシ也。④コレハタゞ職也。⑤同上。⑥コレハ然ラズ。⑦コレモ別也。

7 祝詞考、大祓詞ノ中、天津宮事ヲ天津宣事トシ、古久美ヲ古久麗ノ誤ト考ラレシハ、的レルヤ、イカゞ。大人考ノ御考ヲ承タクコソ。菅麻云々ヲモイブカシクナム。

①宜シ。②ワロシ。③宜シ。④大ニワロシ。⑤是ハ考ノ説宜シ。

13 岡部翁祝詞考、大祓詞の中、白人・古久麗の説、天津宣事の説、いかゞしくおもへ侍る。大人にはまた、ことにくはしき御考あらん。(中略) さて大祓の後釈、未脱稿給はざるや。早くみまほしうなん。ねがはくはいかにすみやかに物し給はんや。己らがともがらみな、天つみづ仰て待居侍る。もし草本成たらば、見せ給へか

し。

①此説、大ニヒガゴト也。②コレモワロシ。③大祓後尺、
コノコ板本出来テウリ出シタリ。

これらの前後關係を検討すると、4は、真幸の考えも5・7ほどは
つきりまとまっておらず、また宣長もそこでは積極的な書入れを行
なっていないところを見れば、これが最も早い時期のものと思われ
る。右の4に筆者が引用した部分は、5・7・13で繰り返し真幸が
疑問を呈した問題と共通のものだけ節略したものであり、その他の
問題については宣長が書入れて答を与えている。つまり、4で宣長
から明確な答を得られなかった問題について、5・7・13において
宣長に答を促したのである。

5の「御加筆被成下候祝詞考中之疑条云々」が7を指しているこ
とは明らかである。宣長はそこで「大祓詞後尺ニ何事も委云リ」と
書入れするのであるが、「大祓詞後尺」については、宣長は書信で
も何度か真幸にその進行状況を書き送っている。

○大祓後尺もいまだ得書立不申候。是も何とぞ当年中ニハ書立可申
と心掛罷在候。(寛政七年三月十五日付け)

○大祓詞後尺脱稿いたし、此節板下相認申候。無程上木可仕候
(同年八月十一日付け)

○大祓後尺も来正月中ニ彫刻致出来候筈ニ御座候。

(同年十二月五日付け)

「大祓詞後尺」は寛政八年四月に板本が完成されたのであるが、13
(寛政八年五月)によれば、真幸はそれまでまだ知っておらず、こ
のとき初めて宣長から知らされたのであった。つまり、右の四つの
問答は、寛政八年五月成立の13を最後として、4・7・5の順序で

成立していったと考えられるのである。

ところで、右の三月十五日付け宣長書翰に、

一、山城國賀茂上下社祭神の事御尋被下候。上ノ社ハ別雷神、下
ノ社ハ御祖神ト申テ、別雷神ノ御母也。其来由ハ山城國風土記ニ
見えて釈日本紀ニ引申候也。(中略)

一、比礼・於須比ハ別物也。比礼ハ如仰婦人の肩ニ掛候物也。(後
略)

とあるが、これは、4の真幸疑問、

賀茂祭神のこと、詳にうけ給はりぬ。風土記の説正しくこそ。(後
略) (37丁ウ)

大祓詞の初に、比礼掛伴男・手繼掛伴男といふを女官とし、鞆負
劔佩を男官也といふ岡部翁の説はいかゞ。(34丁ウ)

とあるを指すと考えられる。すなわち、4の真幸疑問は、この書翰
の日付け寛政七年三月十五日以前に宣長の手に渡っており、それか
ら日をおかず真幸に返却されたものであろう。

9・13において真幸は「名越祓」に関する問題を採りあげている。
9の文を掲げる。

名越祓は夏越祓の意歟。和ム意をもあるか。火冠金の説は例の附
会也。さて、名越祓は私の家々にてする祓にて、かの朝廷大祓と
はもとより別にて、中比より始れるならむ。作法は朝廷の式にな
らへる歟。麻の葉を切にきりて祓つるかなと云哥、いかゞ。麻を
祓に用ゐることは古法とみゆ。麻の葉を切てはらふとはいかゞ。後
にはかゝるわざもいできしか。

右は9の「名越祓」に関する全文であるが、宣長の書入れはない。

それに対し、13においては、右の疑問を含めて三丁にわたって詳しく長文で記しており、宣長も詳細な書入れを行っている。したがって、●が13よりも早い時期のものであると考えられる。

その他に●と13で共通するのは、「七夕」と「呼子鳥」の問題である。これらについて●・13を比較して気づくことは、13において真幸が疑問を草するにあたって●の宣長書入れを見ていないのではないか、ということである。なぜなら、たとえば「七夕」に関することで、真幸は●で、

七月七日星祭は、もとより異国の俗にならへるなれど、棚機女の名は此皇国神代の神の名を附会して、哥には習合してよめる。七夕の歌、奈良ノ朝よりよめる歟。

と述べている。それに対して宣長は、一言、
然り

と書入れているのであるが、真幸は13でも全く同じ内容の問いを繰り返しているのである。ここでも宣長は「御考へノ如シ」と書入れする。また、「呼子鳥」についても、13の真幸疑問は、●の宣長書入れを見たらうででなされたとは言いがたい。このことは次のように考えられる。前述のごとく13は真幸の松坂潜在中に交された問答である。この時点で真幸は●の宣長答を目にしていない。しかも宣長の手にもそれはなかった。とすれば、この問答●が宣長から送り返され、それが真幸のもとに届く前に真幸が熊本を発ち、行き違いになったというふうに考えられる。つまり、●は寛政八年五月以前、それにごく近い時期の成立ということになる。

●・7にはともに「万葉集」編纂に関する一項がある。真幸本文

の分量は3の方が7の約二倍で、かなり詳しい。いづれも言わんとするところは変らないが、その視点が少しく違う。

3は、まず最初に「栄花物語」「古今真字序」「具居大人」の説を並び掲げたあと、自説として、「万葉集」が勅撰ではなくて、「聞けるにしたかひ、見いづるまゝに集記た」ものであり、「巻の序」も「後人のわざとのみもさだめがた」い、と述べる。宣長は真幸の説の箇所、「コレヨリ下ノ御考ヘミナ宜シ。愚老モカク思フ也」と賛意を表わしている。それに対して7は、「万葉集」は勅撰ではなくて、「私ニ古哥ドモ見聞ニマカセテ、(中略)ツギノ二書集置ケルガ依リタルモノ」であつて、「古クヨリ今ノマ、ニテ、巻ノ次第モ今ノゴトク」であつた、と論じたらうで、真淵が「巻序ナド改ラレテ、中ラヲ万葉トシ、余リヲ家集トセラレタル」ことを「ウケガタ」とするのである。宣長はこれにも、「ミナ御考ヘノ如シ。家持卿ノ私ニ集メラレタルナルベシ」と書入れをする。
しかし、以上のことから前後関係を判断するのは無理である。

「古今集」序文に関する問題が、●・7・●に採り上げられている。真字序について(●・●)、仮字序冒頭の「人の心」を「ひと心」の誤りとする説について(●・7)、仮字序の古注の後人加筆説について(●・7・●)であるが、これも前後関係を決定する決め手はない。

●は、「古事記」に関する七項目と内宮・外宮の号についての疑問である。宣長書入れに、

此疑問、皆古事記伝第三帙メニ有之候事也。何れも事長キ故ニ、

此度ハ練々御答ニ不及候。

とある。「古事記伝第三帙メ」とは巻十二〜十七。売出されたのは寛政九年五月であるが、すでに安永年間には浄書が出来上っていたのであれば(全集第九巻解題)、この問答も成立時期を明確にはしがたい。

10は、真幸の歌九首、および「万葉集佳調拾遺序」で、宣長の添削が施されている。「万葉集佳調拾遺」序文(板本では跋文)は宣長の添削がそのまま板本に生かされている。その年記は板本と同じく「寛政の七とせといふとしのきさらぎのもちの日」とある。刊行は寛政十一年、その前年九月十二日付け書翰で宣長は真幸に、「万葉集佳調拾遺彫刻被成候由、最早致出来候哉。板本出申候ハ、拜見致度相待申候」と言い送っているところを見ると、これ以前にこの添削は宣長の手を離れていたことになる。

以上、他の問答と共通の問題を持たず、また成立時期の徴証を見出しえない12を除いて、いちおうの考証を試みた次第である。が、多くはその成立時期を明らかにすることができなかった。年記の明記された自筆原本でも出現しない限り、これ以上の深入りは危険であろう。

ところで、真幸が宣長に最初に呈した疑問は寛政五年三月一日に初めて面晤したときに手渡した2・11であることは確かであるが、それらのやりとりはいつまでつづいたであろうか。真幸宛て宣長書翰には、次のごとく問答について触れている。

○先達て此方ニ御残し置被成候書共、先御預り申置候。御疑問も跡

より御答可申候。

(寛政五年五月二十八日)

○御問目式帖、是又返進申候。御見識甚宜相聞え申候。其内存知寄の所々、愚意書入申候。尚追々御考可被成候。(同年七月七日)

○御詠草・御疑問、此度御答申候。(同年十月十五日)

○御疑問一冊、跡より御返答可申進候。(寛政七年三月十五日)

○御疑問・御詠草被遺候へ共、此節殊外粉元ニ付、跡より御返事可仕候。(同年三月二十二日)

○追々被遺候御疑問、并古今古調一冊、此度返進申候。御落手可被成候。御詠草今一冊、并御問目一冊、是ハ跡より返上可申候。(同年八月十一日)

○先達て被遺候御問目巻巻、漸此度返進申候。右申候通り殊外粉元多端故、委細ニも得御返答不申候。(同年十二月五日)

右のうち、寛政五年五月二十八日付け・同年七月七日付けのものは2・11を、寛政七年三月十五日付けのものは4を指すのであるが(前述)、あとのものについてはどの問答を指すか、定かでない。そして、寛政七年末の書翰を最後にして、以後の書翰には問答に関する記事が見えない。つまりこれは、寛政八年五月における13を以って文書による問答を終えたと解することができる。13の問答は、真幸が半月のあいだ松坂に滞在して宣長と親しく往き来しながら交したものであり、以前にも質した疑問を再度詳しく繰り返すものもある(たとえば、「肉食穢」は2、「名越跋」は9、「姓氏」は3、等)。それまでの真幸・宣長の問答は、熊本と伊勢との間で交されたものであり、真幸にとっては隔靴搔痒の患の免れえないものであったろう。寛政八年五月の長期の松坂滞在は、そういう真幸のためには有意義で充分に満足できるものであったと言えるであろう。

追記、「本居問答」の本文は、既述のごとく、宇野写本を底本として宣長全集に収録されている。全集に収められていない分（2・3・4・10・11・12）および異文本文の部分（5・6・7・8・9）は、諏訪文庫所蔵本を以って翻刻を試みている。（『北九州大学文学部紀要』第二十九号より）。

注

- 1 以上、拙稿「鈴屋入門以前の長瀬真幸―宣長との第一回問答をめぐって―」（『江戸時代文学誌』第二号、昭和56年12月）参照。
- 2 「来訪諸子姓名住国并聞名諸子」（全集第二十卷所収）寛政五年の条に、「三月朔日來ル／肥後国熊本家中長瀬七郎平真幸」とある。
- 3 「本居宣長稿本全集」第二輯に掲げる。
- 4 熊本県立図書館上妻文庫所蔵『遊京雜歌』はこの旅の紀行。
- 5 以下、宣長の書翰は、岡中正行氏「本居宣長の書簡」（『辨人』別冊第一号）に掲げた。
- 6 これによって、「本居宣長隨筆」の成立が、寛政八年五月以降ということになる。（全集第十三巻解題参照）
- 7 「著述書上木覚」（全集第二十巻所収）に掲げる。